

大阪市北区ビル火災等を踏まえ、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全改修を支援する事業を創設する。

背景・課題

○火災安全改修の必要性

- 令和3年12月に発生し、多数の死者を出した大阪市北区のビル火災等を踏まえ、既存建築物における火災安全対策が必要。

○今後の対応方針

- 国土交通省と消防庁で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」のとりまとめ(令和4年6月)や「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」(令和4年12月)を受け、違反建築物の是正指導や火災安全改修の推進等を総合的に実施。

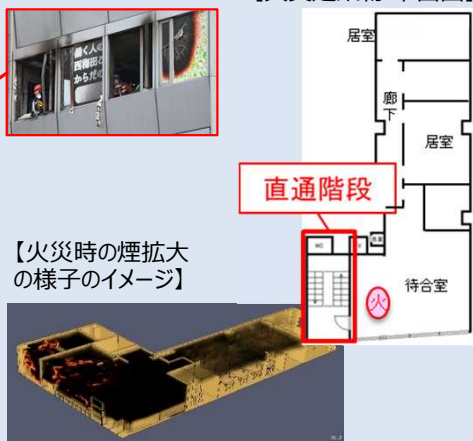
<大阪市北区ビル火災の概要>

- 発生日：令和3年12月17日
- 死者：26名（容疑者を除く）
- 建物：地上8階建事務所ビル（竣工年：1970年（昭和45年））
- 被害の要因等：
 - ・唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの方が逃げ遅れ
 - ・上階に大量の煙が流入、在館者がいた場合は被害拡大の恐れ

【火災建築物 外観】



【火災建築物 平面図】



【火災時の煙拡大の様子イメージ】



出典：大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会資料等

事業概要

○対象建築物

- 以下のいずれかの条件に該当する3階以上の建築物
 - ・直通階段が一つである
 - ・直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない

○事業主体・内容・補助率

事業内容	事業主体・補助率	
	民間事業者等（間接）	地方公共団体（直接）
①火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 ・火災安全改修のための計画の策定 ・火災安全改修に係る普及啓発、専門家派遣等	国1/3 地方1/3	国1/2
②火災安全改修に関する事業 ・調査設計計画 ・火災安全改修（※1）	国1/3 地方1/3	国1/3
③火災安全改修に関するモデル事業（R5～R7） ・モデル的な取組（※2）	国10/10	国10/10

※1：改修の結果、直通階段又は当該改修を行った各階が火災に対して避難上安全な構造となること、所有者は、各テナントに対し火災安全改修ガイドラインを周知すること等の要件を満たす必要。

※2：技術的な工夫又は事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修に関するモデル的な取組であること、事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること等の要件を満たす必要。

<火災安全改修の概要>

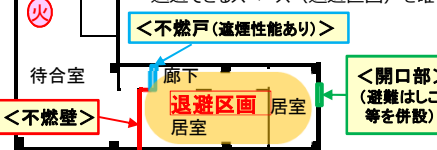
2方向避難の確保等

直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置

（又は）

退避区画の確保

直通階段から離れた位置に、避難設備を用いた避難又は救助までの一定時間、煙から退避できるスペース（退避区画）を確保



避難経路・上階の防火・防煙対策

直通階段等の防火・防煙区画化

＜防火設備＞

